

厚生労働省発子1227第1号
令和元年12月27日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

未熟児養育医療費等の国庫負担について

未熟児養育医療費国庫負担金、結核児童療育費国庫負担金及び結核児童日用品費等国庫負担金（以下「未熟児養育医療費等国庫負担金」という。）の交付については、平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号本職通知の別紙「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和元年12月27日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。